

平成24年度税制改正

—法人税・国際税・所得税・資産税・消費税—

A v a i l a b l e I n f o r m a t i o n R e p o r t f o r C o r p o r a t e M a n a g e m e

- ① 平成 24 年度税制改正の基本的な考え方
- ② 法人課税の改正
- ③ 国際課税の改正
- ④ 個人所得課税の改正
- ⑤ 資産課税の改正
- ⑥ 消費課税の改正

1 平成 24 年度税制改正の基本的な考え方

1 改正の方向性

税制抜本改革の方向性は、「社会保障の機能強化」と「財政の健全化」の同時達成を目的として掲げています。そして、改革の基本的な考え方は、平成 22 年度税制改正大綱で示された以下の5つの視点に基づいています。

- ①納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと
- ②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと
- ③税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえること
- ④グローバル化に対応できる税制を考えること
- ⑤地域主権改革を推進するための税制を構築すること

2 今改正の基本的な考え方

このような視点に基づき実施される平成 24 年度税制改正は、翌年度以降の本格的な改革を控え小粒なものとなりました。主に「課税の適正化」を目的とした改正項目が多く、同 23 年度税制改正大綱に盛り込まれたものの実施されなかった「成年扶養控除の縮減」「相続税の基礎控除の縮小」といった内容については、今後の積残し事項となります。

しかしながら、我が国は現在、歴史的水準の円高、度重なる景気低迷に伴う税収減、国内雇用の維持といったさまざまな問題に直面しており、これらを税の観点からも解決して行く事が喫緊の課題となっています。そのため、以下の4点を柱とした改正案がまとめられました。

(1)新成長戦略実現に向けた税制措置

歴史的な水準の円高に対処し、産業空洞化を防止し、国内雇用を維持していくことが急務となっています。また、「新成長戦略」の実現に向け、環境分野等、我が国が強みを有し、今後一層重要性の高まる分野における需要創出・技術革新の促進等を通じて、成長力を強化し、震災からの復興と日本の再生につなげていくことが必要です。こうした観点から、研究開発税制の上乗せ特例の継続、再生可能エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制の拡充など実施されます。

(2)税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み・「ふるい」に基づく租税特別措置等の見直し

租税特別措置や政策的な税負担軽減措置等は、「公平性」という基本原則の例外となるものであり、時代の変化も踏まえながら不断に見直していく必要があります。こうした観点から、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」、補助金等の政策手段と比しての「相当性」の3つの方針(ふるい)に基づいて見直しが進められており、今回の改正では特に有効性の観点から精査されました。また、国際的な徴収共助や国外財産の把握等に関する制度整備を行い、グローバル化が進む中での課税・徴収の適正化に取り組むとされています。

(3)地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとされています。今回の改正では地域決定型地方税制特例措置の導入や税負担軽減措置等の見直しを行います。

(4)平成 23 年度税制改正における積残し事項への対応

平成 23 年度税制改正においては、税制抜本改革の方向性に沿って、特に先行して対処すべき事項から優先的に改正案に盛り込まれましたが、国会における審議の結果、法人税率の引下げ等については実現したものの、その他の事項については見送られることとなりました。平成 23 年度税制改正の積み残し事項のうち、課税の適正化等の観点から特に緊要な事項については、平成 24 年度の厳しい財政事情も踏まえつつ、今回の改正において対応することとされています。

2 法人課税の改正

本年度の法人課税の改正内容は、近年の改正と比較しても小粒な内容に留まっており、租税特別措置法の拡充・延長・廃止に関する内容が中心となります。

1 租税特別措置法の改正

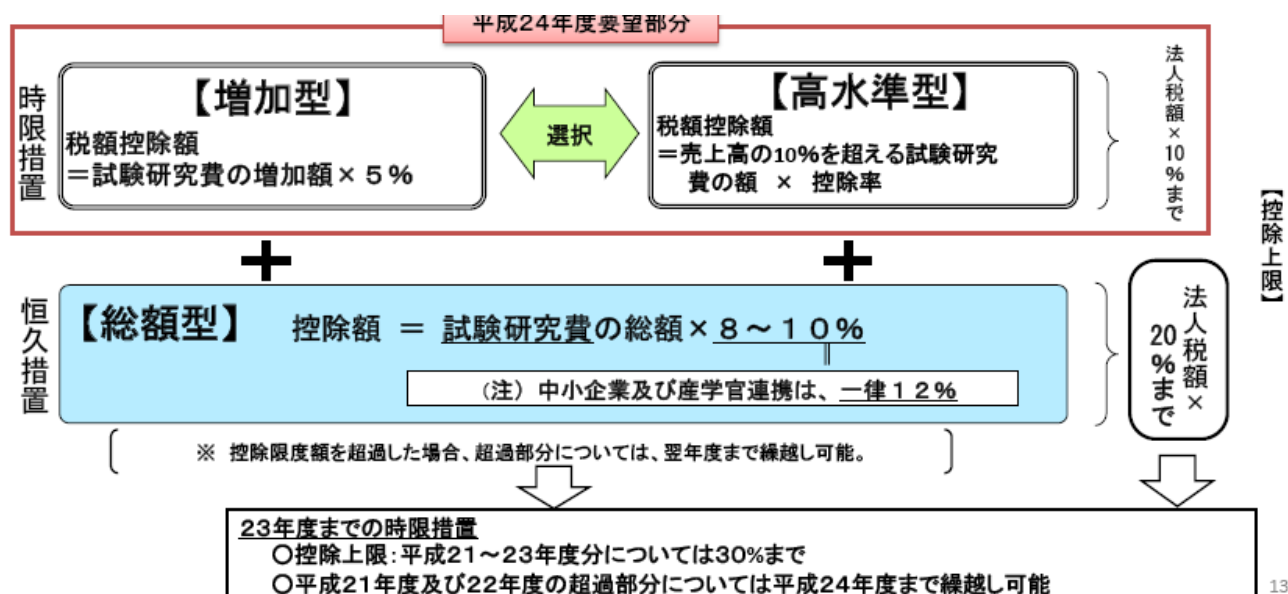
租税特別措置法関係について、拡充・延長、廃止または縮小される主だった規定は次の通りです。

1 試験研究費の特別控除

(1) 増加額制度及び高水準型制度の適用期限の延長

現行法令上、試験研究費の特別控除制度で認められていた増加型制度及び高水準型制度の選択適用できる適用期限が、2年間延長されました。

<選択制度の具体的イメージ>



2 環境関連投資促進税制

(1) 新エネルギー利用設備等を取得した場合の特別償却

平成 23 年 6 月改正により創設された環境関連投資促進税制は、「エネルギー環境負荷低

減推進設備」等を取得した場合に、特別償却又は特別控除が認められる制度でした。

平成 24 年税制改正においては、このエネルギー環境負荷低減推進設備のうち、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の認定を受け、一定の基準を満たす新エネルギー利用設備に該当する資産を取得した場合、その取得価額相当額の全額を損金の額に算入することができます。

①対象資産

太陽光発電設備等の認定設備で一定規模以上のもの（太陽光パネルや風力発電設備）

②適用期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間

③償却限度額

普通償却額＋特別償却額 ＝ 当該資産の**取得価額相当額**

デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長します（所得税についても同様とします。）。

3 中小企業を対象とした税制に対する改正

(1)中小企業投資促進税制の適用期限の延長と対象資産の拡大

①適用期限の延長

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）の適用を受けられる期間が、2 年間延長されます。

②適用対象資産の見直し

中小企業の品質向上等に資する設備投資を促進するため、器具・備品の対象に試験機器等のうち、設備振動試験器・蛍光 X 線分析計を追加する見直しが行われます。

(2)交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度の適用期限が 2 年間延長されるとともに、中小法人に対する損金算入限度額の特例の適用期限が、2 年間延長されることになりました。

(3)取得価額が 30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例

中小企業者等が、30 万円未満の少額減価償却資産を取得した場合に適用される、取得価額の損金算入の特例に関する適用期限が、平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されることになりました。

(4)使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

現行法令上、使途秘匿金があった場合の当該支出額は全額損金不算入となり、そのうえで税額計算上、当該支出額の 40%が重課されてきました。当該規定についても、交際費の損金不算入制度と同様に、その適用期限が2年間延長されます。

(5)欠損金の繰戻し還付の不適用

中小企業者等以外の法人に対する欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置の適用期限が、2年間延長されます。

4 その他租税特別法における改正項目

(1)公害防止用設備の特別償却

対象資産からPCB汚染物等無害化处理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化处理用設備を除外したうえで、適用期限が2年間延長されます。

(2)特定の買換え資産を取得した場合の圧縮記帳

企業の所有する長期保有土地等を活用した新規投資の需要を喚起して、不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともに、新規の設備投資に伴う生産性向上や、コスト低減等による企業競争力を強化し、地方都市への企業立地による地域経済の活性化を図る目的で設けられた「9号買換え」対して、次のように改正が行われます。

①適用期限の延長

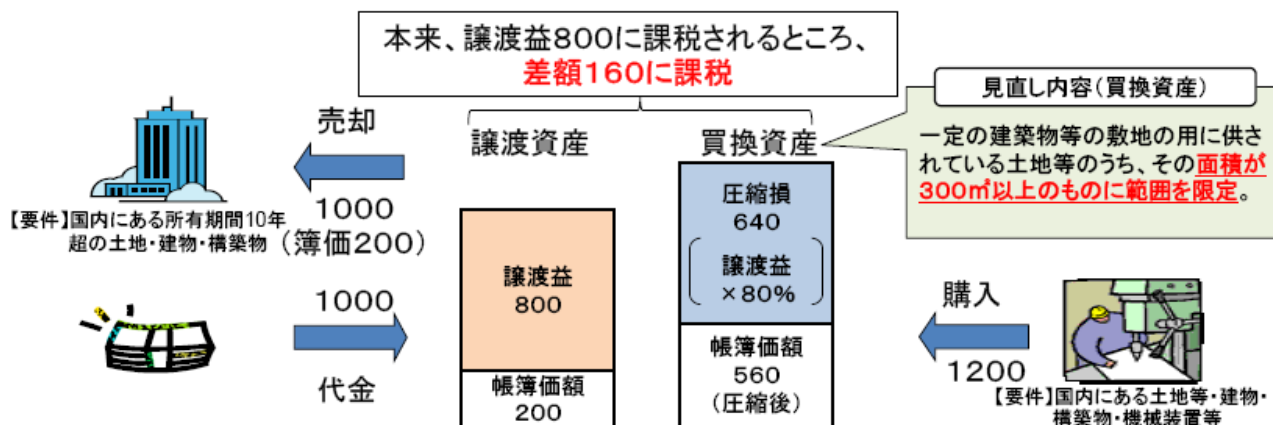
本制度の適用期限が、平成 26 年 12 月末まで3年間延長になりました。

②買換え資産の範囲の見直し

従来から定められている買換え資産の範囲は、国内にある土地等・建物・構築物・機械装置等で一定のものになります。

ただし、平成 24 年度税制改正により、買換え資産うち土地等の範囲が、事務所等の一定の建物等の敷地のように供されているもので、その面積が 300 m²以上のものに限定されることになりました。

<9号買換えに関する具体的イメージ>



(3)共同利用施設の特別償却

共同利用施設の特別償却制度の適用期限が1年間延長されることになりました。

(4)海外投資等損失準備金制度に係る改正

海外投資等損失準備金制度の適用期限が、2年間延長されることになりました。

①海外投資損失準備金制度の概要

本制度は、海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資等について、事業失敗等による損失に備えるため、投資等を行った内国法人に一定割合の準備金の積立てを認め、これを損金に算入することができる制度です。具体的には、探鉱法人の場合には出資額の90%を、開発法人の場合には出資額の30%を積立金として損金に算入することができます。

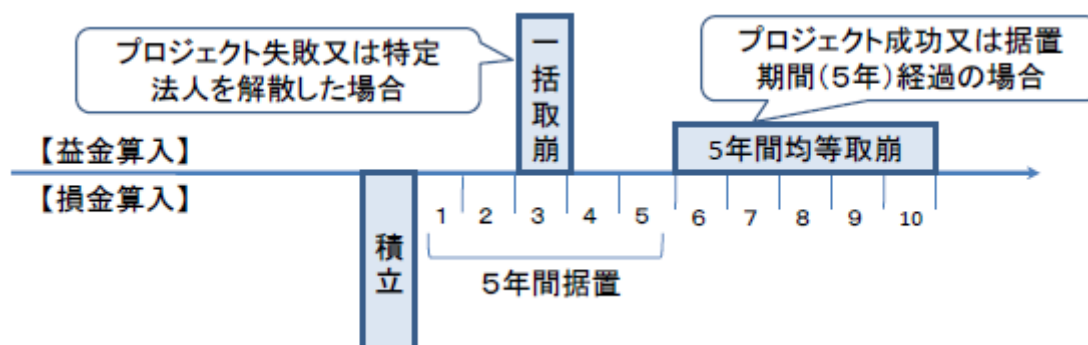
②対象となる投資事業

石油・天然ガス・鉄鉱石等の資源に係る投資がこの対象となります。

③準備金の積立てと取崩し

積み立てられた準備金は、プロジェクトが失敗した場合等には一括取崩しとなり、失敗が生じずに5年間経過した場合は、5年間に渡って均等額を取り崩すこととなります。

<海外投資等損失準備金制度の具体的イメージ>



(出典：経済産業省資料)

3 国際課税の改正

国際課税の関する改正内容は、国際的租税回避を防止することで、我が国の適切な課税権を確保することに主眼を置いた内容となっています。

1 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法を整備する観点から、次の措置が講じられます。

1 外国租税債権の優先権の否定に関する規定

租税条約等の相手国等から徴収共助の要請があった外国租税債権を徴収する場合には、国税徴収法における国税の優先権に関する規定が適用されなくなります。また、当該外国租税債権の徴収手続が民事執行手続又は倒産手続と競合した場合には、当該外国租税債権に優先配当されないよう所要の措置が講じられます。

2 徴収共助等を実施しない事由の整備

租税条約等の相手国等から徴収共助又は保全共助の要請があったときは、当該要請が当該租税条約等の規定に基づかない要請である場合、又は当該相手国等において納税者の権利救済の機会が適切に確保されていない場合等の事由に該当する場合には、当該要請に係る共助が実施されないこととなります。

3 徴収共助等の実施に関する手続きの整備

(1) 租税条約等の相手国等から徴収共助等の要請があった場合の手続等の整備

租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から徴収共助又は保全共助の要請があった外国租税債権に関し、その徴収手続及び保全手続についての国税徴収法等の準用規定、当該外国租税債権の額等は当該相手国等でのみ争訟の対象となる旨の規定その他徴収共助及び保全共助の実施から終了までの手続等に関する規定の整備が行われます。

併せて、徴収共助又は保全共助における滞納処分免脱犯（2年以下の懲役又は150万円以下の罰金）、検査忌避犯（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）及び税務職員の守秘

義務違反（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）等に係る罰則規定の整備が行われます。

(2)租税条約等の相手国等への要請による徴収のための規定等の整備

我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収共助又は保全共助の要請をした国税に関し、当該要請をした国税の徴収権の消滅時効の中断等の特例、当該要請をした国税の徴収の時期の特例及び当該要請をした国税について当該相手国等から送金を受けた場合の充当に関する規定が整備されます。併せて、徴収共助等の要請が可能となることを踏まえ、国内における国税の徴収に関する手続について、所要の規定の整備が行われます。

4

送達共助の実施に関する手続きの整備

(1)租税条約等の相手国等から送達共助の要請があった場合の送達手続の整備

租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達共助の要請があった場合には、国税通則法における書類の送達に関する規定に準じて送達を行うこととなります。

(2)租税条約等の相手国等への要請による送達をする場合等の送達手続の整備

国税に関する法律に基づいて税務署長等が発する書類の送達を受けるべき者の住所等が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法の規定による書類の送達のほか、当該相手国等の権限ある当局に囑託して送達を行うことができることとされます。併せて、国外への送達に関し、公示送達の手続規定の整備が行われます。

（注）徴収共助・送達共助に係る国内法の整備に関する規定は、平成25年7月1日から適用されることとなります。

2 国外財産調書制度の創設

近年、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化はますます進展し、これに伴い税務執行がますます困難な状況になっています。特に国外資産等に関する情報の的確な把握は、より一層複雑さを増し、国外財産に関する申告漏れ件数は近年増加の一途を辿っています。

そこで、国外資産に関する報告制度や様々な資料情報収集の手続きを整備するため、国

外財産調書制度が創設されることになりました。

1 国外財産調書の提出

国内に住所又は、現在まで引き続き 1 年以上「居所」を有する個人（居住者）が、その年の 12 月 31 日において合計額で 5,000 万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類・数量及び価額、その他必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年 3 月 15 日までに、税務署長に提出しなければなりません。この場合における国外財産の価額は、原則として「時価」とされますが、「時価」を把握できないような場合には、「見積価額」によることも認められます。

なお、国外財産調書に記載した国外財産は、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への記載は不要となります。

2 過少申告加算税の特例

(1) 国外財産調書を提出している場合の特例

国外財産に係る所得税又は相続税の申告漏れや無申告がある場合、提出された国外財産調書に当該申告漏れ等に係る国外財産の記載があるときは、記載部分につき課される過少申告加算税（10%・15%）又は無申告加算税（15%・20%）は、通常課される加算税額から、当該申告漏れ等に係る所得税又は相続税の 5%相当額を控除した金額となります。

(2) 国外財産調書を提出していない場合の特例

(1)の所得に係る所得税につき、申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出がないとき、又は提出された国外財産調書に申告漏れ等に係る国外財産の記載がないときは、記載部分につき課される過少申告加算税（10%・15%）又は無申告加算税（15%・20%）は、通常課される加算税額に、当該申告漏れ等に係る所得税又は相続税の 5%相当額を加算した金額となります。

3 国外財産調書を提出しない場合の罰則

国外財産調書の不提出・虚偽記載があった場合には、1 年以下の懲役又は、50 万円以下の罰金とし、併せて情状免除規定を設けることとされています。なお、当該罰則規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用します。

3 過大支払利子の損金不算入制度

1 過大支払利子税制創設の背景

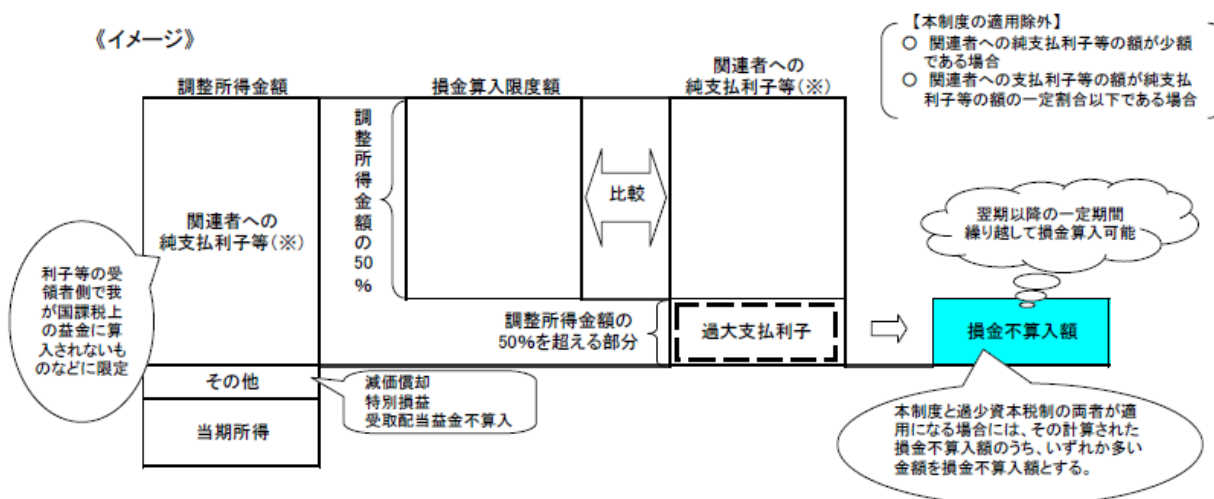
これまで我が国において整備されてきた国際的租税回避防止規定は、「移転価格税制」・「外国子会社合算税制」・「過小資本税制」がありました。

しかし、経済取引がグローバル化する中で、現在の我が国の税制では、企業所得の計算上支払利子が損金に算入されることを利用して、関連企業間の借入れを恣意的に設定し、関連企業全体の費用収益には影響させず、過大な支払利子を損金に算入することで、税負担を軽減することが可能な状況にありました。

2 損金不算入による調整

法人がその関連者に対する純支払利子等の額が、調整所得金額の 50%を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、当該事業年度の損金の額に算入しないものとされます。

<過大利子等の損金不算入制度のイメージ>



※ 関係者(持株割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者及びこれらの者による債務保証を受けた第三者等)への支払利子等の額からこれに対応する受取利子等の額を控除した純支払利子等の額を対象とする。

(税制調査会資料)

3 関連者の範囲

関連者の範囲は、その法人と次の関係にある法人です。

- ① 法人との間に直接又は間接の持分割合が 50%以上の関係にある者
- ② 実質的に支配又は被支配関係にある者
- ③ これらの者による債務保証を受けた第三者等

4 関連者に対する純支払利子等の額

関連者に対して支払われた純支払利子等の額とは、次の金額をいいます。

関連者への支払利子等の額 － 関連者からの受取利子等の額 ＝ 純支払利子等の額

(1) 関連者に対する支払利子等の範囲

- ① 関連者に対する利子、利子に準ずるもの（リース取引に係る利息相当額を含みます。）及び関連者保証による借入れに伴う保証料等を対象とする。
- ② 借入と貸付の対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等は含まれない。
- ③ 我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は含まれない。

(2) 関連者からの受取利子等の範囲

- ① 関連者からの利子及び利子に準ずるもの（リース取引に係る利息相当額を含みます。）を対象とする。
- ② 総受取利子等の額から上記(1)②の債券現先取引等に係る支払利子等を控除した残額のうち関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額（上記(1)②を除く）に占める割合に応じた金額とする。
- ③ 受取利子等の額には、関連者である居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは外国法人から受ける利子等の額には、含まれないものとする。
ただし、これらの関連者が非関連者又は国内に恒久的施設を有しない非居住者若しくは外国法人から利子等の支払を受ける場合には、その金額は、国内関連者受取利子等の額を限度として、受取利子等の額に含まれるものとする。

5 調整所得金額の算定

調整所得金額は、当期の所得金額に関連者純支払利子等、減価償却費等及び受取配当等の益金不算入額等を加算し、貸倒損失等の特別の損益について加減算する等の調整を行った金額となります。

6 損金算入による調整

当期の関連者純支払利子等の額が、調整所得金額の 50%に満たない場合において、前 7 年以内に損金不算入とされた金額がある場合には、その関連者純支払利子等の額と調整所得金額の 50%に相当する金額との差額を限度として、当期の損金の額に算入することができます。

7 適用除外規定

次のいずれかに該当する場合には、支払利子の損金不算入制度を適用しないものとします。

- ① その事業年度における関連者純支払利子等の額が 1 千万円以下であること
- ② その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の 50%以下であること

4 個人所得課税の改正

1 給与所得関係

1 給与所得控除の見直し

(1)改正の趣旨

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を有しているものとされています。しかし、就業者に占める給与所得者の割合が約9割となっている現状で、「他の所得との負担調整」を認める必要性は薄れてきているのではないかと考えられます。また、現在の給与所得控除については、主要国との比較においても全体的に高い水準となっています。

このため、給与所得控除の二つの性格について、各々2分の1であることを明確化した上で、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するための見直しが行われました。

(2)給与所得控除の上限設定

現在の給与所得控除は、給与収入に応じて逡増的に控除が増加していく仕組みとなっており、上限はありません。しかし、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。

①改正前の給与所得控除額

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	(A) ×40%
(中略)	(中略)
660万円超 1,000万円以下	(A) ×10%+120万円
1,000万円超	(A) ×5%+170万円

②改正後の給与所得控除額

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額
162.5 万円以下	65 万円
162.5 万円超 180 万円以下	(A) ×40%
(中略)	(中略)
660 万円超 1,000 万円以下	(A) ×10%+120 万円
1,000 万円超 1,500 万円以下	(A) ×5%+170 万円
1,500 万円超	245 万円

2 特定支出控除の範囲の見直し

(1)改正の趣旨

給与所得控除に上限を設けることに併せ、特定支出控除を使いやすくする観点から、特定支出の範囲を拡大するとともに、特定支出控除の適用判定の基準が見直されました。

具体的には、就労の多様化等を踏まえ、現在、特定支出の範囲から除外されている弁護士、公認会計士、税理士など、法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができる資格の取得費を特定支出の範囲に追加されています。また、一定の勤務必要経費も、特定支出の範囲に追加されています。

(2)改正前の規定

給与所得者が、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費で一定の要件を満たす支出をした場合に、その支出額の合計額が、その者の給与所得控除額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額を、給与所得の金額とすることが出来る規定です。

つまり、勤務費用の概算控除である給与所得控除を超えて実際の勤務費用を支出した場合には、その実際の勤務費用を給与収入から控除する規定となっています。

(3)改正の内容

今回の改正では、特定支出の範囲の拡大と、特定支出額の適用判定及び計算方法の見直しが行われました。

①特定支出の範囲の拡大

- イ) 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費用。従来から、一定の資格取得費用は認められておりましたが、今回、これらの資格取得費用が新たに追加されました。
- ロ) 勤務必要経費（職務と関係のある図書の購入費、職場で着用する衣服費、職務に通常必要な交際費及び職業上の団体の経費）。これらの支出は、従来は特定支出に

含まれておりませんでした。今回の改正で追加されました。ただし、年間65万円を限度となります。

②適用判定・計算方法の見直し

従来は、給与所得控除額を超える部分の金額とされておりましたが、改正により、次のようになりました。

- イ) 給与収入が1,500万円以下の場合、その給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- ロ) 給与収入が1,500万円を超える場合には、125万円

3 その他の改正項目

(1)各種計算方法、計算表等の見直し

給与所得控除の見直しに伴い、役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の給与所得の計算方法、給与等に係る源泉徴収税額の計算方法、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、及び年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表、並びに給与所得の源泉徴収票の記載事項及び様式などについて所要の措置が講じられました。

4 適用時期

上記の規定は、平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の個人住民税について適用されます。

2 退職所得関係

1 いわゆる2分の1課税の一部見直し

(1)改正の趣旨

退職所得については、長期間にわたる勤務の対価が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮し、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税する措置（以下「2分の1課税」といいます）が採られています。しかし、2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を

回避するといった事例が指摘されています。

(2)改正の内容

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限ります）が当該退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるもの（以下「役員退職手当等」といいます）に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。

(3)役員 の 範囲

対象となる役員等は、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるもの）
- ② 国会議員及び地方議会議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

(4)適用時期

上記の改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。個人住民税は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

3 租税特別措置の改正

1 住宅関連税制

(1)認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

税額控除額の上限額が 50 万円(現行:100 万円)に引き下げられた上、その適用期限が 2 年延長されます。

(2)特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

譲渡資産の譲渡対価に係る要件が 1 億 5 千万円(現行: 2 億円)に引き下げられた上、その適用期限が 2 年延長されます。この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

(3)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

低炭素まちづくり促進法(仮称)の制定に伴い、同法に規定する認定省エネルギー建築物(仮称)のうち一定の住宅(以下「認定住宅」といいます。)の新築、又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成 24 年又は平成 25 年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は、次のとおりとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成 24 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	3,000 万円	1.0%

(4)その他

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等」および「特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限」が 2 年延長されます。

4 その他の改正項目

(1)源泉徴収関係書類の保管・提出

源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類の保管・提出について、次のとおり現行の取扱いが法令に規定されます。なお、保管期間はそれぞれ次のとおりです。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けた給与等の支払者等は、当該申告書等をその提出期限の属する年の翌年 1 月 10 日の翌日から 7 年間保管することとされます。また、税務署長が当該申告書等の提出を求めたときは、当該給与等の支払者等は当該申告書等を税務署長に提出することとされます。
- ② 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書等の提出を受けた金融機関の営業所等の長等は、当該申告書等をその契約終了の日の属する年の翌年 1 月 1 日から 5 年間保管することとされます。また、税務署長が当該申告書等の提出を求めたときは、当該金融機関の営業所等の長等は当該申告書等を税務署長に提出することとされます。

上記の改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

(2)源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例

源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限が翌年1月20日(現行:翌年1月10日)とされます。また、給与・退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例をが廃止されます。この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

5 資産課税の改正

1 相続税関係

1 相続税関係の改正

(1)改正の趣旨

同24年度税制改正においては、相続税の連帯納付義務について、相続後長期間が経過した後に履行を求められるケースがあるとの批判を踏まえ、そうしたケースの発生を防止するための緩和措置が講じられています。

(2)相続税の連帯納付義務の解除

相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務が解除されます。

- ① 申告期限等から5年を経過した場合
※申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができるとされています。
- ② 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合

(3)適用時期

上記の改正は、平成 24 年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。ただし、同日において滞納となっている相続税についても、上記の改正と同様の扱いとされています。

2 贈与税関係

1 贈与税関係の改正

(1)改正の趣旨

高齢者が保有する資産をより消費性向の高い若年世代に移転することで需要を喚起し、経済活性化を図るとの観点から、贈与税についても見直しを行うことが求められています。

平成24 年度税制改正においては、特に若年世代への資産の早期移転が喫緊の課題となっていること、また裾野の広い住宅需要を刺激することはデフレ脱却に向けた内需拡大に資することを踏まえ、省エネルギー性及び耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成した

いとの観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されます。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税措置

①住宅取得資金の非課税措置

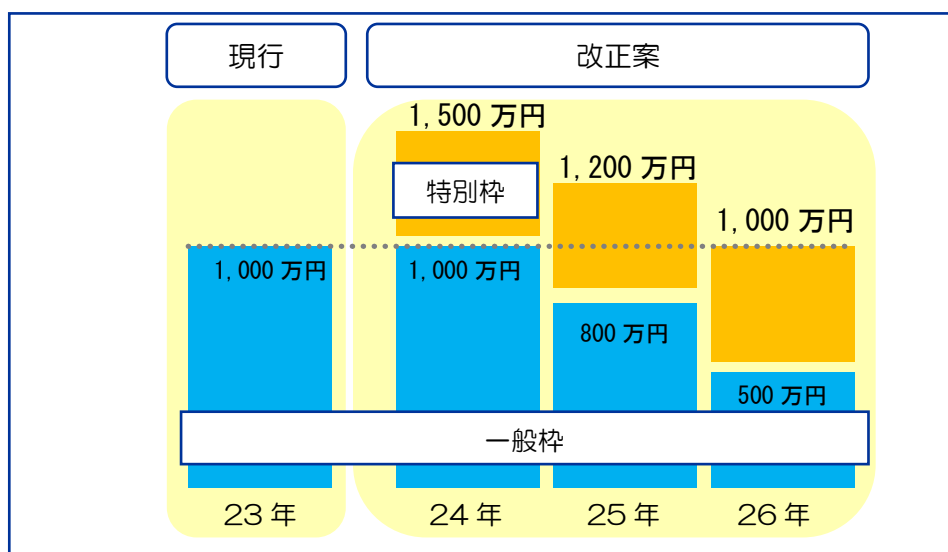
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

イ) 非課税限度額（現行1,000万円）が次のとおりになります。

贈与を受けた年	特別枠（省エネ・耐震住宅）	一般枠（左記以外）
平成24年中	1,500万円	1,000万円
平成25年中	1,200万円	700万円
平成26年中	1,000万円	500万円

※なお、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等をした者については、3年間非課税限度額が特別枠の場合1,500万円、一般枠の場合1,000万円となります。

■非課税限度額のイメージ図



ロ) 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下となります。

ハ) 適用期限は平成26年12月31日までとなります。

(注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

②相続時精算課税制度の特例

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が3年延長されます。

3 固定資産税・都市計画税

3 固定資産税・都市計画税の改正

(1)改正の趣旨

固定資産税は、課税客体である固定資産がどの市町村にも広く存在しており、税源の偏りも小さく、地域主権改革の観点から「市町村税としてふさわしい基幹税目」「今後とも税収の安定的な確保が不可欠」という位置づけであることが再確認されています。

このため、政策税制措置や負担調整措置等については、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化、適用実態や有効性等の検証結果を踏まえ、不公平を生じさせている措置、合理性等が低下した措置などの見直しを進めるとされています。

平成24 年度税制改正においては、住宅用地の据置特例が廃止されます。

ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、同25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地を対象に据置特例を存置されます。

(2)土地にかかる固定資産税の負担調整措置

平成24年度から同26年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、原則として現行の仕組みが3年延長されます。

(3)住宅用地に係る特例

住宅用地に係る措置特例を平成26年度に廃止されます。ただし、現行の仕組みを3年延長し、負担水準90%以上の住宅用地を対象に据え置き特例が残されます。特例は段階的に縮小し、経過的な措置を講じて同26年度に完全に廃止されます。

(4)住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

①住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置(住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)相当額を減額)を受ける場合の土地取得から新築までの期間要件の特例措置(本則2年→特例3年、やむを得ない事情の場合には100戸以上のマンションは4年)について、適用期限(平成24年3月31日)が2年間延長されることとなります。

②デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置(本則6ヶ月→特例1年)について、適用期限(平成24年3月31日)が2年間延長されることとなります。

6 消費課税の改正

1 消費税関係

1 消費税

(1)改正の趣旨

消費税・地方消費税については、社会保障・税一体改革成案において、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けた一里塚として、「まずは、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」、また、「政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成 21 年度税制改正法附則 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じる」との方針が示されました。

今後、上記方針を含め一体改革成案に示された考え方に基づき、具体化に向けた議論を加速していくとされています。

(2)介護サービス

消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加えるとされています。

2 車体課税関係

1 自動車重量税

(1)改正の趣旨

自動車重量税は、本則税率の上に暫定税額が定められてきていました。

平成24 年度において、車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成27 年度燃費基準等）を満たしている自動車には、本則税率を適用するとともに、それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13 年超の自動車を除き、引き下げが行われます。

また、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏ま

え、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、平成 27年4月まで3年延長することとされています。

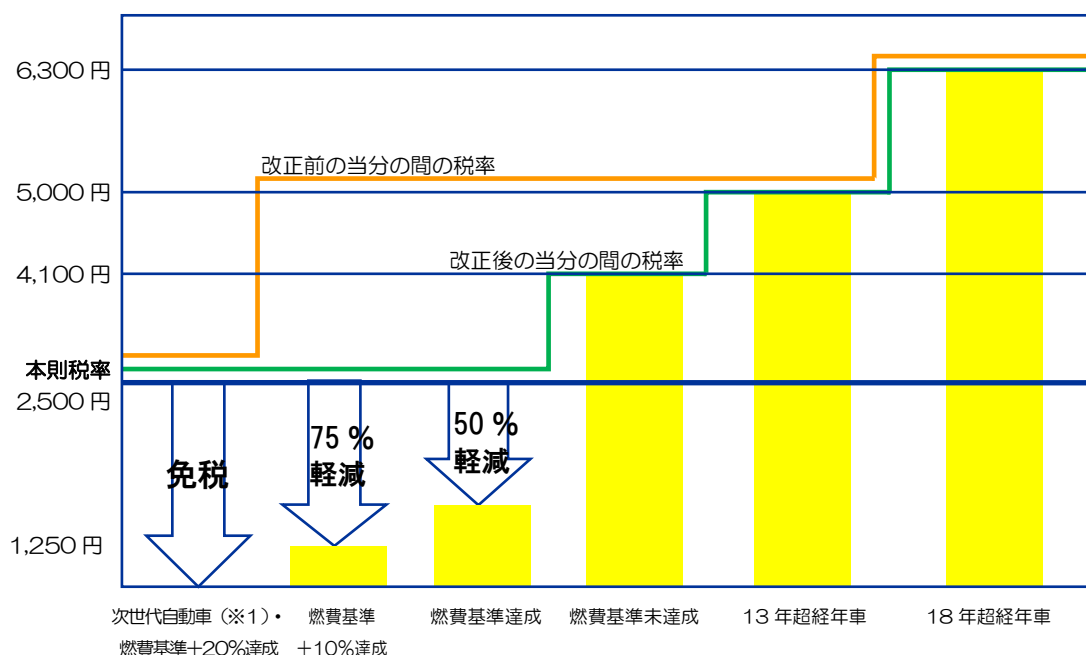
(2)改正の内容

車検証の交付時点で燃費などの環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車には、本則税率が適用されます。それ以外の自動車については、当分の間一定の自動車を除いて引き下げられた税額が適用されます。

また、特に環境性能に優れた自動車など対象車種を絞り込み、軽減措置を拡充して平成 27 年4月まで3年延長されます。

なお、次世代自動車及び平成 27 年度燃費基準+20%超過達成車については、2 回目の車検時の自動車重量税についても 50%軽減されます。

<自動車重量税の改正概要（自家用乗用車、0.5t・年あたり）>



※1：次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（平成27年度燃費基準+20%超過達成）

(3)期間

平成 24 年5月1日から平成 27 年 4月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるものが対象です。

2 自動車取得税

(1)改正の趣旨

自動車取得税については、平成24年度において、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うことなどにより、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化を図った上で、平成27年3月まで3年延長されます。

(2)改正の内容

次の自動車を取得した場合については、自動車取得税が免除または減税されます。

■現行制度

【乗用車・軽自動車】	
次世代自動車（※1）	免税
平成22年度 燃費基準+25%	▲75%軽減
平成22年度 燃費基準+15%達成	▲50%軽減

■改正後

【乗用車・軽自動車】	
次世代自動車（※1）	免税
平成27年度 燃費基準+20%	
平成27年度 燃費基準+10%	▲75%軽減
平成27年度 燃費基準達成	▲50%軽減

※1：次世代自動車 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準+10%達成）、ハイブリッド自動車（平成27年燃費基準+20%超過達成）、クリーンディーゼル乗用車

(3)期間

平成 24 年4月1日から平成 27 年 3 月 31 日までに取得したものが対象です。

3 自動車税

(1)改正の趣旨

自動車税については、平成24 年度において、軽課・重課の組合せによる税込中立を図ることを前提に、燃費基準等の切り替えを行った上で、いわゆる「グリーン化特例」が平成 26年3月末まで2年延長されます。

(2)改正の内容

次の自動車を取得した場合については、自動車取得税が免除または減税されます。

■現行制度

【乗用車】	
次世代自動車（※1）	▲50%軽減
平成22年度 燃費基準+25%	▲50%軽減

■改正後

【乗用車】	
次世代自動車（※1）	▲50%軽減
平成27年度 燃費基準+10%	▲50%軽減
平成27年度 燃費基準達成	▲25%軽減

※1：次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(3)期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得したものが対象です。

3 エネルギー課税関係

1 石油石炭税

(1)改正の趣旨

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO₂が占める我が国では、今後、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化などのエネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化することは不可欠です。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとされています。

導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとされています。

(2)改正の内容

「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は

1トン当たり670円とされています。

その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりになります。

	原油・石油製品 (1 k l 当たり)	ガス状炭化水素 (1 t 当たり)	石炭 (1 t 当たり)
現行	2,040円	1,080円	700円
改正案	2,800円	1,860円	1,370円

上記の改正は平成24年10月1日から実施されますが、次のとおり所要の経過措置が講じられます。

	原油・石油製品 (1 k l 当たり)	ガス状炭化水素 (1 t 当たり)	石炭 (1 t 当たり)
現行	2,040円	1,080円	700円
平成24年10月1日	2,290円	1,340円	920円
平成26年4月1日	2,540円	1,600円	1,140円
平成28年4月1日	2,800円	1,860円	1,370円